インボイス導入まで３カ月

インボイス制度の導入が今年10月1日に迫り、そのための番号登録の期限は余すところ3カ月となりました。先日発表の統計では、これまで免税事業者であった者がインボイス登録した件数は約50万件にとどまるのだそうです。免税事業者は約180万件と推計されるので、このままで推移すると免税事業者の相当数がインボイスを発行しないという選択をする見込みになります。

これら登録をしない免税事業者は、10 月以降「税込〇〇円」という紛らわしい表示は控えるでしょうが、従来の価格から消費税相当分を差し引いた値札に貼り替えるケースは少ないのではと考えます。免税事業者が取引にあたって、従来の消費税相当分を上乗せした価格を維持すること自体は、消費税法に違反することではないのです。インボイスを求められた場合、「当店では消費税を頂いておりません」という説明となるのでしょう。ちなみにこの説明は、今は廃止された「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されていました。

さて、インボイス制度の導入が現場に混乱をもたらすのは、インボイスという具体的な「モノ」を確認して受け取り、保管するという作業が極めて面倒なことが主な原因です。

そのうえ、インボイスを受け取れない場合の「経過措置」が二段階の長期にまたがっていることと、政府が五月雨式に導入した「緩和措置」が、かえって制度を分かりにくくしています。

そこで、今回は頭を整理する意味で「経過措置」と「緩和措置」について、おさらいをしてみたいと思います。なお、免税事業者の方、簡易課税制度を選択される方は、これらの面倒な判断とは無縁ですので、読み飛ばしていただいて結構です。

■　６年間の経過措置

インボイス制度導入後、免税事業者等との取引でインボイスを受け取れない場合の救済として、6年間の経過措置の期間が置かれます。この6年間はさらに2区分されて消費税相当の一定割合を控除することが認められます。

・令和5年10月1日～令和8年9月30日：仕入税額相当額から80%の控除

・令和8年10月1日～令和11年9月30日：仕入税額相当額から50%の控除

免税事業者等に1,100円の支払いをした場合に、令和8年9月までは80円の仕入税額控除ができ、それ以降、令和11年9月までは50円の税額控除ができるという措置です。

これにより、免税事業者やインボイスを発行しない課税事業者との取引を行った場合でも、事業者は損失を軽減することができます。ただし、この措置を使うためには、帳簿にひと工夫が必要となります。「80%控除対象」や「免税事業者からの仕入れ」などと記載して、経過措置を利用したことを明らかにしなければなりません。これを簡略化するため

税理士法人 福岡中央会計
〒810-0001 福岡市中央区天神5-7-3福岡天神北ビル3F
Tel. 092-715-5551
Fax. 092-721-5992
http://www.fc-tax.com

に、あらかじめ「※」などのマークを定めておき、帳簿に※と記載したうえ欄外に「※は80%控除対象」などと記載する方法も認められています。

■　緩和措置

以下の中小事業者は、1万円未満の課税仕入れではインボイスの保存が不要です。

・2年前の課税売上が1億円以下

・1年前の上半期の課税売上が5,000万円以下

これらの事業者はこれまで通り帳簿への記載のみで良く、インボイスを用意する必要はありません。同様に売り手側の事業者も、1万円未満の商品を販売する場合はインボイスを発行しなくて済みます。ただし、売り手側は買い手側の取引規模を知り得ませんので、先方からインボイスを請求されない可能性がある、ということにとどまります。

上記と混同しやすいのが、取引する商品でリベート、値引き、返品が発生した場合の緩和措置です。これら値引き等の金額が1万円未満の場合、「すべての事業者に対して」返還インボイスの発行が不要とされました。買い手が銀行の振込手数料を負担する場合など、これを売上値引きとして捉えることができ、売り手のインボイスは不要となります。

「自動販売機特例」と言われるものも混乱を招きやすいと思います。3万円未満の金額の自販機での取引にはインボイスは不要とされる措置です。この対象となるのが、自販機による飲食料品の販売、コインロッカーやコインランドリーのサービス、金融機関のＡＴＭによる手数料などです。これもすべての事業者に対して認められる緩和措置です。

わかりにくいのが、機械装置によって代金の受領と商品サービスの提供が完結するもののみが対象で、以下のようなものに緩和措置は適用されないということです。

・小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売

・コインパーキングや自動券売機のように商品サービスの提供は別途行われるもの

・ネットバンクのように、機械装置でサービス提供が完結しないもの

さらに3万円未満の公共交通機関による運賃も、自販機特例と同じくインボイスの保存は不要で、すべての事業者に対して認められます。

さて、これらの緩和措置を、職員全員に周知徹底させ、インボイスの不要なものに要らぬ労力をかけさせず、必要なインボイスをしっかり取ってくるように指示するのは可能でしょうか。私はかなり厳しいと考えます。

「3万円未満の汽車・電車・バスは不要だが、コインパーキングは取ってくること」

このように言ってあげるのが、精一杯ではないでしょうか。

（所長　瀬戸　英晴）

税理士法人 福岡中央会計
〒810-0001 福岡市中央区天神5-7-3福岡天神北ビル3F
Tel. 092-715-5551
Fax. 092-721-5992
http://www.fc-tax.com